その他の家きんの卵		0.01ppm
魚介類		0.02ppm
はちみつ		0.05ppm
（略）		
(2)～(15)　（略）		
7～12　（略）		
B～D　（略）		

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、小豆類、やまいも、だいこん類の根、ごぼう、レタス、たまねぎ、ねぎ、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし及びうめに残留するフルアジナムの量の限度並びにトマト、きゅうり及び茶に残留するマンデストロビンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

○農林水産省告示第九百六十号

作物統計調査規則の一部を改正する省令（令和七年農林水産省令第二十八号）の施行に伴い、並びに作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第五条、第六条第一項及び第二項並びに第七条第五項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査期日）	（調査期日）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
一　（略）	一　（略）
二　作付面積調査　毎年七月十五日及び収穫期	二　作付面積調査　毎年七月十五日及び九月一日並びに収穫期
三・四　（略）	三・四　（略）
（調査票の様式）	（調査票の様式）
第四条　規則第七条第五項の作物統計調査に用いる調査票の様式は、別記様式第一号から別記様式第二十五号までのとおりとする。	**第四条**　規則第七条第五項の作物統計調査に用いる調査票の様式は、別記様式第一号から別記様式第二十三号までのとおりとする。
別表第一　（第三条第一項関係）　作付面積調査	**別表第一**　（第三条第一項関係）　作付面積調査

作物	調査期日	区域
（削る）	（削る）	（削る）
茶	七月十五日	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び茶に係る畑作物共済事業を実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。ただし、五年ごとに全国の区域とする
みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル	収穫期	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び当該作物ごとに果樹共済事業を実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。ただし、五年ごとに全国の区域とする。

作物	調査期日	区域
水稲	七月十五日	全国の区域
茶	七月十五日	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び茶に係る畑作物共済事業を実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。ただし、六年ごとに全国の区域とする
みかん、その他かんきつ類、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル	七月十五日	全国栽培面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県及び当該作物ごとに果樹共済事業を実施する都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。ただし、六年ごとに全国の区域とする。